

11, 23 学習会報告

2018年11月23日

弁護士 植田 勝博

第1 行政の報告

- 1 神戸市「野良猫の取組」、当初予算1000匹TNR予定、市の追加予算、寄付金で1000匹以上追加、殺処分数H21,2492匹→H29,351匹。多い。
- 2 奈良市「殺処分ゼロへの取組」市長の施策方針。引取数の減少
広報の充実（マスコミ）、市民の理解、避妊去勢補助金（市で一部手術）、土日、保健所への市民の見学、行政の譲渡会、ペットショップ・犬猫パートナーショップ店（行政の譲渡犬猫の照会、譲渡の実績お成果）
成果、犬猫合計、H25,引取数（負傷含む）475頭、返還67、譲渡12、殺処分367
→H29、引取数196匹、返還17、譲渡109、殺処分183
- 3 和歌山市、「動物シェルターの計画」
- 4 高木氏「動愛法に伴い関係法令の整備」「都道府県、市町村の連携の基本指針の策定」「地方自治体への財政、人的支援」などの必要
- 5 鶴田真子美氏（ANJ、イタリア語学者）氏、「ストラスブル条約、リスボン条約に基づく動物の取り扱い義務」「動愛法の人の基本から動物を基本とする法律改正の必要」「イタリア・野良猫は町の財産である」「イタリアの行政シェルターの状況」（映像）、「茨城県条例・動物駆除の毒えさを撒く。これを妨害することは犯罪、との条例に反対する」
石森氏の資料は、2017年の学習会の講演提供資料をご了解の下、使用しました。
無断転用はしないで欲しいとのご意見を受けています。

第2 活動団体の報告

- 1 岡田仁志氏「第2次住民訴訟」（譲渡適性犬の殺処分の薬品代の支出の損害賠償請求）「兵庫県センターと警察の連携によるヤミの中での殺処分」
- 2 溝淵和人氏「地域猫（野良猫・餌やり）高知市、愛知県大府市の「餌やり禁止では猫問題は解決しない」（野良猫学入門HP）、「Cat28」からの告発「行政の狂犬病予防法違反、全国21件の行政の法律違反を警察より検察庁へ送致」
- 3 冨田（弁）「ティアハイム大阪告発。警察が捜査に入る」「動物を、センターが引取ることができるだけであって、所有者不明動物を殺処分すると遺失物法に

よる公示がないと犯罪」

4 佐川久子氏「京都三条大宮商店街、商店会、行政の「えさやり禁止」の妨害

5 植田（弁）「シェルターなど」「法改正事項」、

生かす行政とは、①引取動物の譲渡、その間の②シェルター。③殺処分目的の猫は引取らない。地域猫を成功させる。

ア) 野良猫餌やりは「野良猫をなくす活動」。社会の野良猫迷惑の誤解

イ) 「餌やり禁止」は、行政（環境省、京都市、その他）と一部動物愛護団体の「餌やりが野良猫を増やす」などの誤った意見（野良猫駆除）が、誤解を生じさせている。近隣住民の野良猫を無くす活動ではなく、近隣のいさかい、トラブルを発生させている。ボタンのかけ違い。

ウ) TNRM（避妊去勢と猫への餌やり、管理）の効果

6 吉田先生：動愛法改正状況、実行ある提言の必要性、ドイツ基本法「動物は命あるものである」、神戸市公営住宅のペット飼養禁止の問題

* THE ペットは神戸市に公営住宅のペット禁止条例反対の意見書を発しています。

第3 動物愛護法改正事項「法律が変われば社会が変わる」ー2019,2,22院内大集会

1 殺処分行政を生かす行政に変えるために必要なこと

2 生かす制度は、「動物取引と譲渡」

これを妨害する行政の行為。

ア 所有者探しをしない。2日公示で殺処分。所有者探しをしていない。

イ 譲渡募集をしない。法律は努力義務で強制力はないとする。

ウ 遺失物法を守らない。所有権侵害、動物への侵害

エ 狂犬病予防法、条例で殺処分（2日公示、殺処分）。健全な動物の侵害、所有権侵害

オ 所有者からの持ち込み。制限なしの引取。譲渡をせず、ヤミで殺処分

カ 犬猫以外の引取はできない（35条は犬猫に限定）。全て殺処分（兵庫県）

3 生かすための要件

ア シェルター

イ 所有者の動物探し、譲渡希望者を募る活動。市民との交流

4 実験動物

5 業者規制